

四 条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十四条の二から第三十六 条まで、第五十二条、第二百二条、第四百条、第五百条、第二百 十八 条並びに第四節（第三百三十五条第一項及び第四百四十二条を除 く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護 の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容 、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規 定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額 」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サ―ビス に該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護 予防短期入所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるの は「第百八十五条において準用する第百三十八条」と、「訪問介 護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 百二 条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予 防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十五条第二項中「法定代 理受領サ―ビスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」と あるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項 中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十一条第二項第二号 及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第百 八十五 条」と、第四百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第 百八十五 条において準用する第百二十八条」と、「前条」とある のは「第百八十五条において準用する前条」と、「第四百四十八条中 「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものと する。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条 （略）

2 （略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サ―ビス

四 条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十五条、第三十六条、 第五十二条、第二百二条、第四百条、第五百条、第二百十八 条並びに第四節（第三百三十五条第一項及び第四百四十二条を除 く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定 介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利 用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるの は「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サ―ビスに該当しな い指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入 所生活介護」と、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百八 十五 条において準用する第百三十八条」と、「訪問介護員等」と あるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二条第三 項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所 生活介護従業者」と、第三百三十五条第二項中「法定代理受領サ― ビスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「 基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項 」とあるのは「前項」と、第四百四十一条第二項第二号及び第四号 から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第百八十五条」と、第四百四十四条中「第百二十八条」とあるのは「第百八十五 条において準用する第百二十八条」と、「前条」とあるのは「第 百八十五 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第二百六十条 （略）

2 （略）

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サ―ビス

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、 指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、 指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、 第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地 域密着型介護予防サ―ビス基準 第四条に規定する指定介護予防認 知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条 （略）

2 （略）

一 介護予防福祉用具貸与計画

二 六 （略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八条 （略）

一 （略）

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福 祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な 支援を行うものとする。

三 六 （略）

（前る）

の種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、 指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、 指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、 第二百六十五条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地 域密着型介護予防サ―ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号） 第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

（記録の整備）

第二百七十五条 （略）

2 （略）

（新設）

一 五 （略）

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百七十八条 （略）

一 （略）

（新設）

二 五 （略）

六 介護予防サ―ビス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づ けられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必 要な理由が記載されるときに、当該利用者に係る担当職員（ 指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。） により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続 が必要な場合にはその理由が介護予防サ―ビス計画に記載され